

番号：150314

国名：南アフリカ共和国

担当：人間開発部高等教育・社会保障グループ社会保障チーム

案件名：南部アフリカにおける障害者のエンパワメントと参加型社会促進プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2015年6月中旬から2015年7月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.70M/M、合計 1.20M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	21日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：5月27日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国/類似地域	南アフリカ共和国/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

南アフリカは、豊富な鉱物資源と比較的発達した産業を背景としてアフリカ最大の GDP 3,843 億米ドル、一人あたり GNI 7,610 米ドル（世界銀行統計, 2012 年）を有する中進国である。その一方で、2010 年以降の経済成長率は 3%前後で推移する中、所得格差は拡大し、失業率も極めて高い水準にある。また、国内経済格差は依然大きく、特に地方農村部やへき地に居住する貧困層においては、医療、教育等の基礎的社会サービス、働きがいのある仕事を享受する機会は極めて限定的である。中でも 5 歳以上人口に占める比率が 7.5%（約 287 万人）の障害者は、教育、雇用、基礎的社会サービスへのアクセスが著しく低く、20 歳以上で教育を受けたことが無い障害者は 24.6%（非障害者 7.4%）、生産年齢人口で失業中の障害者は 27.3%（非障害者 27.6%）、水道へのアクセスのない障害者世帯は 13.4%（非障害者世帯 8.2%）等、貧困と社会的排除に直面している。（国勢調査, 2011 年）。

このような状況の下、南アフリカ政府は貧困層の社会福祉の向上を目指し、人材育成の強化、基礎的社会サービスの強化、社会的弱者への支援等を実施する方針を打ち出した（2030 年に向けた国家開発計画, 2013 年）。また、南アフリカは 2007 年に障害者権利条約（以下、「同条約」）を批准した。障害児/者への施設サービスや作業所等での就労支援といった社会福祉サービスを担当する社会開発省（以下、Department of Social Development:DSD）は、同条約に基づき、各種サービスがより多くの障害者に裨益するよう、ガイドラインや政策策定に取り組んできた。しかし、現場レベルにおいては、障害者の人権保障や社会参加の視点が理解されておらず、また、障害者や、障害者を取りまく状況に関するデータが不足しており、障害の視点を踏まえた政策や事業のモニタリング・評価も行われていなかった。このような背景から、JICA は障害に関連する知見やスキルを有し、かつ課題解決に向けた活動のファシリテーションやコーディネーションを行える個別専門家「障害主流化促進アドバイザー」を 2012 年 12 月から 2015 年 12 月までの予定で派遣している。同専門家は、DSD の上級および中間管理職、障害者、地方自治体などの代表を対象とした研修を、これまで南アフリカの全 9 州で実施した。近隣国であるレソト、スワジランド、ナミビア、ジンバブエ、ボツワナからも関係者を招へいし、これまで計 617 名が研修に参加している。また、研修参加者が作成した行動計画に基づき、参加者が所属先で実施するプログラムに障害者が参加しているか、モニタリング・評価するとともに、障害者に関する情報やニーズの収集、各地域での障害者の社会参加に関する好事例の蓄積を行っている。同専門家の活動により、DSD 職員および障害者の能力は強化され、DSD が提供するサービスへの障害の主流化が浸透しつつある。しかし、現場レベルにおいては未だ障害者を対象としたサービス提供や障害者の社会参加の機会は限られており、障害者のエンパワメントと障害の主流化を継続する必要がある。

かかる状況下、南アフリカ政府は障害者のエンパワメントおよび障害の主流化を通じた参加型社会促進を目的として、我が国政府に技術協力プロジェクトを要請した。これを受け、JICA はプロジェクトの内容を検討するための詳細計画策定調査を行うこととした。

本詳細計画策定調査では、同プロジェクトにかかる計画枠組み、実施体制、成果と活動等を整理した上で、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトに関わる合意文書（M/M: Minutes of Meeting）の締結を行うとともに、事前評価を行うことを目的として実施するものである。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、調査団員として派遣される機構職員等と協議・調整しつつ担当分野に係る協力計画策定のために必要な調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2015 年 6 月中旬～6 月下旬）

- ① 要請背景・内容を把握する（要請書、関連報告書等の資料・情報の収集、分析）。
- ② 上記を踏まえ、担当分野にかかる調査計画・方針（案）を検討する。
- ③ PDM（Project Design Matrix）（案）（和文、英文）、PO（Plan of Operation）（案）（和文、英文）および事業事前評価表（案）（和文）の担当分野関連部分を作成する。

- ④ 南アフリカ共和国関連機関（C/P 機関、官公庁、企業、関連団体等）、他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。
 - ⑤ 他ドナー等が実施する類似プロジェクトに関する資料・情報の収集、分析を行う。
 - ⑥ 調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。
- （2）現地派遣期間（2015年6月下旬～7月中旬）
- ① JICA 南アフリカ事務所等との打合せに参加する。
 - ② 南アフリカ側関係機関との協議および現地調査に参加する。
 - ③ 南アフリカにおける障害者の社会参加に関し、以下の資料・情報を収集し、現状を把握する。
- (ア) 開発計画における本プロジェクトの位置付け
 - (イ) 社会的動向（現状、課題、対策状況等）
 - (ウ) 障害分野における中長期的な計画の有無及び内容
 - (エ) 南アフリカ側の実施体制（組織・予算・人員配置・関係機関間の連携等）
 - (オ) 他ドナー・機関の援助動向および協力の効果発現状況
- ④ 事業事前評価表（案）（和文）の作成に必要な各種情報を収集・分析する。
 - ⑤ 本事前評価の方法について、南アフリカ側に説明を行う。
 - ⑥ 調査団及び南アフリカ側と協議の上、PDM（案）（和文・英文）、PO（案）（和文・英文）の作成に協力する。
 - ⑦ 南アフリカ関係者との協議で合意された内容に基づき、R/D（案）およびM/M（案）の取りまとめに協力する。
 - ⑧ 評価5項目の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）の作成に協力する。
 - ⑨ 担当分野に係る現地調査結果を JICA 南アフリカ事務所等に報告する。
- （3）帰国後整理期間（2015年7月中旬～7月下旬）
- ① 事業事前評価表（案）（和文）の作成に協力する。
 - ② 帰国報告会、団内打ち合わせに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
 - ③ 担当分野の調査報告書（案）（和文）を作成し、全体のとりまとめに協力する。

8. 成果品等

本業務の成果品は担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文1部）とする。なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データも併せて提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します（見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい）。

10. 特記事項

（1）業務日程／執務環境

① 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2015年6月27日～7月17日を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 評価分析（コンサルタント）

③便宜供与内容

当機構南アフリカ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

以下の当機構のウェブサイトで「個別専門家 障害主流化促進アドバイザー」のプロジェクト情報が公開されています。

<http://www.jica.go.jp/southafrica/office/activities/project/01/index.html>

(3) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②本業務においては、派遣中の個別専門家「障害主流化促進アドバイザー」による活動を踏まえ、技術協力プロジェクトの計画を策定することが期待されます。特に、近隣国との協力は同専門家による活動の特徴の一つとなっています。この点にご留意のうえ、業務実施の基本方針を提案してください。

以上